

オートプシー・ イメージング(Ai) 第二弾

普及の実態と適応の拡大

个画協力:塩谷清司 筑波メディカルセンター病院放射線科科長

死因究明の手段として、CTやMRIなどで死後画像を撮像する死亡時画像診断(オートプシー・イメー ジング: Ai) の有用性が認識されるようになってきました。すでに、全国で多くの医療機関が何らかの Ai を実施しており、実質的な Ai センターも 20 数施設に及びます。 さらに、2012 年 6 月 15 日、死因 究明に関する議員立法である死因究明二法が成立し、Ai を社会的ニーズとして、適切に実施・活用 していくことがますます求められることは必至です。

小誌では2012年1月号で初めて、Ai特集を企画しましたが、この1年間で、上記のような状況の変 化が起きていることから、2013年1月号で再び、Ai特集第二弾を組むことにしました。Aiの今後の展 開を視野に入れて、社会的に求められ、コンセンサスが得られる Ai の実施・運用、さまざまな課題へ の対応などを検証していきたいと考えます。Aiが、多くの課題を乗り越え、関係者の協調と協働が図 られることで、わが国における死因究明に真に貢献することを願うものです。 (塩谷清司+編集部)

オートプシー・イメージング (Ai) 第二弾: 普及の実態と適応の拡大

シーン別 画像診断の

死因不明社会からの訣別に向けた歩み

1. 再び、Ai はなぜ必要か 実施に向けた課題、注意点

山本 正二 オートプシー・イメージング学会理事長

2012年6月, 死因究明関連2法(死因 究明等推進法. 死因・身元調査法: 以下. 2法)が成立した。今回成立した2法では、 新しい死因究明方法としてオートプシー・ イメージング (Autopsy imaging: Ai) に 注目が集まっている。本稿では、本誌の Ai特集第二弾として、再度、なぜ Ai が必 要なのか、また、2法とAiの関係などにつ いて概説する。

なぜ Ai が必要なのか

1. 2法とAi

今回の新法では、2法ともにAi(2法 の本文では, 死亡時画像診断と記載) は, 薬物および毒物にかかわる検査と同列に、 死因究明のための科学的な調査の活用 のための一手法として記載されている。 特に、死因・身元調査法では、5条にお いて、警察署長がAiをその他と同様に

政令で定める検査を実施できるとある。 体表検視で死因が不明な事例に対して. Aiが今後、よりいっそう行われることに なるだろう。

2法では、Ai検査の依頼主が警察署 長と明記され、警察が関与する症例に 関して、Aiを行った際の責任者が警察 署長であることが明確になった。いまま で、費用やAi情報の管理など不明瞭な 点が多く、現場の判断で行われてきたも のが、2法により、責任の所在がはっき りし、Aiの運用を含めた死因究明に一

第二弾:普及の実態と適応の拡大

定の筋道がつくと思われる。各医療施設 が所轄の警察署と契約をして、Aiを実 施することになるだろう。

警察が扱う死体は、交通事故を除いて 年間約17万体で、解剖率は11%にすぎ ない。この内訳は、司法解剖が6569件 (2009年). 東京. 大阪. 兵庫. 神奈川. 愛知県など監察医制度のある地域での 解剖が9135件(2009年)で、ほぼすべ てを占める。問題は、解剖が行われない 15万体以上をどうするかである。現状で は, 多くの症例が, 医療機関に救急車 で搬送され. 救急医などが死亡診断書 を作成している。新法第16条に、「医療 の提供に関して死亡した者の死因究明 のための制度については、その特殊性に 鑑み、政府において別途検討するものと する」とあり、医療事故の症例は除外さ れるが、前述のように、警察が関与する 症例は否応もなく医療施設に搬送され、 Aiが実施される。

2. どのような症例が 対象となるか

本来は死亡例全例が Ai の対象になる べきだが、費用面からも、現実的には対 象を絞らなければならない。この中で刺 殺など明らかに外因死とわかる症例に対 しては、司法解剖がすでに実施されてい るので、対象から外すという考えもある。 ただし、裁判の証拠としては、死亡時の 状況をそのまま客観的に残すことができ る Ai の有用性は広く認知されており、 Aiを実施した後に司法解剖になるだろう。 今回の2法では、特に犯罪見逃し防止 に大きな焦点が当たっている。つまり、 警察が扱う症例で, 体表から見て死因 がわからないものに Ai を行うということ になる。Aiが有用だと思われるものを列 挙してみる。

- ① 行き倒れなど、戸外で死亡していた 場合
- ② 自宅で孤独死していた場合
- ③ 在宅介護を行っていたが急変した場合
- ④ 児童虐待(全症例実施)

行き倒れなどは、事件性が強く疑われ るばかりでなく、結核などの感染も問題 となる。公衆衛生の観点からも、Aiが 行われるべきである。孤独死は、すでに 高齢化社会となった日本では、社会問 題となっている。今後、安心して生活で きる社会システムを作る上でも. 孤独死 を防止する方法を研究していく必要があ り、Ai はそのデータベースとなる。自宅 で看取った症例についても、十分な介 護ができていない症例は、Aiによる死因 究明を行った方がよい。児童虐待につ いては、全例実施による虐待防止の抑 止効果なども期待できるため、 日本医師 会がすでに、14歳以下の小児全例実施 を国に提言している。

3. 誰が Ai の必要性を 判断するか

Ai の必要性を誰が判断するかは、状 況によって異なる。屋外で発見された死 亡例, 在宅でも独居老人が孤独死して いた場合は、警察に通報され、臨場した 警察医などが検死を行い、死体検案書 を作成する。この場合、警察医がAiの 必要性を判断する。また、在宅で死亡 した場合は、在宅医療を行っていた主 治医が Ai の必要性を判断する。

最も多いものは、健常者が自宅で急変 した場合である。この場合、救急車で病 院に搬送される。当直の医師や救急医が 診察にあたり、彼らが死体検案書を作成 する。自宅で明らかに死亡していると消 防隊が判断しても、 遺族が納得しなけれ ば、病院に搬送されることも多々ある。

いずれの例を見ても、Ai の必要性を 判断するのは、死亡診断書を作成する 医師である。病院外から搬送され、 異状 死かどうか判断するために Ai を実施し た場合でも, 死体検案書を作成した医 師がその後、警察署に届け出る形になる。

4. どこで Ai を行うのか

院外死亡の多くの症例が, 医療機関 に救急車で搬送され、救急医などが死 亡診断書を作成している。今後も、明 らかに死亡していると判明される症例以 外は、病院に救急車で搬送される現実 は変わらないだろう。

であるならば, 死因究明制度も現状 に則し、搬送先の医療施設でAiを適切 に実施できる体制を整えることが、費用 面からも現実的だろう。また、病院外で 死亡し、検視を行った医師が Ai を必要 と判断した時、Aiが可能である施設に

搬送し、実施できる体制を整える必要も

理想としては、現場検証は警察が現地 で行い, 死体検案書を作成する医師は, Aiが実施できる施設(Ai撮影施設)で 待機し、体表検視、Ai撮影を行う。Ai の読影はその場で行うが、できない場合は、 Ai情報センターなどの遠隔読影専門施 設を利用し、その結果を参考にして死体 検案書を作成する、という流れになる。

この Ai 撮影施設は、病院外からの遺 体について Aiの撮影ができればよく、専 門の施設を作る必要はないかもしれない。 というのも、CT装置は医療に利用され る高度な機器であり、診療放射線技師 が撮影やメンテナンスを担当しなければ ならないからである。死体専用装置を持 つことは理想的だが、年間100体にも満 たない検査件数では、いくら装置購入 費用の補助があったとしても、メンテナ ンス費用. 技師の確保などの費用拠出 は無理である。現実的には、すでに稼働 している各地の Ai センターの活用、Ai 撮影参加施設などの利用が、費用、運 用などを考えると妥当である。

5. Ai の読影について

Ai は検査を行うだけではなく、読影 が必要である。Ai に特有な死後変化や、 救急蘇生に伴う変化があり、 通常の放 射線科医でも死後変化についての知識 がないと、読影することは困難である。 ましてや, いままで解剖をベースに死因 究明を行ってきた法医学者などにとっ ては、Aiの情報だけで鑑定書を作成す るという事態は想定されていない。たとえ. 死因究明に法医学者が関与したとしても. Aiは画像診断であるから、専門家であ る放射線科の協力を得て、Ai に取り組 むことが望まれる。2012年度から、オー トプシー・イメージング学会などを中心 として Ai 講習会を開催し、読影医を増 やす努力をしているが、十分な数は確保 できていない。Aiは行ったが読影できな いという施設が、多数出現する可能性 がある。各施設の放射線科医が、Aiに ついての知識を身につけ、読影に当たる のが妥当であるが、読影医不在の場合は、 読影専門の第三者機関である Ai 情報セ ンターを活用すべきであろう。